

平成27年

第 8 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成27年7月17日(金) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1 / 6 ページ

1. 開催日時 平成27年7月17日(金) 午後2時0分 から 午後2時40分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 名

会長	21番	大平 憲男
会長職務代理者	20番	松原 一夫
委員	1番	和田 忠
委員	2番	山下 泰弘
委員	3番	戸花 進
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	山田 敏実
委員	6番	工藤 哲子
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	戸田沢 孝彰
委員	9番	山下 正一
委員	10番	松本 誠子
委員	11番	照井 秀美
委員	12番	湊 舟廣
委員	13番	新田 豊
委員	14番	梅田 晃
委員	15番	山本 健一
委員	16番	中堤 正人
委員	17番	工藤 範光
委員	18番	白山 英昭
委員	19番	前田 英雄

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第20号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
第4	議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 勝美
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員	9番	山下 正一
委員	10番	松本 誠子

8. 会議の概要

議長
(大平会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。
6番工藤委員から願います。

【全員で農業委員憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は 名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成27年第8回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
9番山下委員、10番松本委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第20号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第20号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
この制度は、登記簿上の地目が農地であるが、現況が農地以外であると認められる土地に対し、その旨を証明する非農地等証明書の交付により、農地以外の地目に変更することができるものです。
三戸町農業委員会非農地等証明交付に関する事務処理要綱の「肥培管理を廃止し、概ね20年以上経過しており、農地として利用することが困難と認められる土地」に該当するものと判断致しました。
以上です。

議長

非農地に関わる認定ですので、9番山下委員から報告をお願いします。

2番山下委員

現地調査委について報告いたします。

7月7日、午前9時から、私と工藤哲子委員、湊委員及び事務局とで、申請者の代理人立会のもと、現地調査を行ないました。

場所は、菖蒲沢地区の有限会社サンセツ工業から国道4号線に向かって50mぐらい行ったところにある土地です。

申請の土地は、昭和43年に住宅を新築した時から庭木を植栽しており、現在まで47年経過しております。

いずれも永い間、農地として使用しておらず、農地以外の地目変更はやむをえないものと見て参りました。

以上、簡単であります但報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第20号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第21号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第21号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
今月の農地法3条の許可申請は、売買による所有権移転が5件、農地の交換による所有権移転が2件です。

番号8から番号10は、あっせんによる売買で、あっせん基準にそうものであります。

今回上程されました案件は、全ての農地を耕作すること、保有機械、家族の従事状況、地域との調和などいずれも問題がなく、下限面積30aを超えていることから、農地委法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

農地法第3条の許可申請に係る現地調査について報告をお願いします。
初めに、番号8・番号9のあっせん結果について2番山下委員から、次に番号10のあっせん結果について7番神谷員からそれぞれ報告をお願いします。

2番山下委員

現地調査委について報告いたします。

7月2日、午前9時から、私と梅田委員及び事務局とで、当事者立会いのもと、現地調査を行ないました。

番号8の場所は、特別養護老人ホーム裏側の熊原沿いにある田圃で、番号9の場所は、同じく鶴亀荘の裏側にある田圃と、サークルK向かいのトマト水耕栽培施設の裏側にある田圃です。

番号8の譲渡し人は、高齢で後継者もないため農業を廃業したいとのことで、番号9の譲渡し人は、岩手県二戸市在住の方で耕作できないことから、それぞれ農地を購入される方を探しておりました。

譲受け人は、経営規模拡大を目指す認定農業者です。

現地調査後、役場庁舎会議室において、2件のあっせんを行なったところ、売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

以上、簡単ではありますが報告します。

7番神谷委員

現地調査について報告します。

7月3日午前10時から、私と一ノ渡委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。

番号10の場所は、室ノ沢地区の町道蜂ヶ崎・太鼓森線を室沢橋から蜂ヶ崎線方面に500mぐらいいったところにある田圃です。

譲渡し人は、後継者がいないため経営規模の縮小を考えており、農地を購入される方を探しておりました。

譲受け人は、経営規模の拡大を図ろうとするものです。

現地調査後、役場庁舎会議室において、あっせんを行ったところ売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労様でした。

次に、番号11・番号12について、12番湊委員から報告をお願いします。

12番湊委員

現地調査について報告致します。

7月7日午前9時から、私と山下正一委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。

番号11の譲渡し人は、青森市在住のかたで、これまで別な人に使用貸借していましたが農地を戻されたため、譲受人に売買するものです。

番号12は、相続により叔父が取得した農地を跡取りである譲受人が買い戻すものです。

以上、簡単ではありますが報告致します。

議長

ご苦労様でした。

次に、番号13・番号14について、5番山田委員から報告をお願いします。

5番山田委員

現地調査について報告致します。

7月8日午前9時から、私と戸田沢委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。

番号13と番号14は、お互いに隣接する農地があるため、耕作しやすくするため交換して使用しており、今回、所有権の移動を行うものです。

以上、簡単ではありますが報告致します。

議長
ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長
質疑を終結いたします。
これより議案第21号を採決いたします。
本案について、許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長
ご異議なしと認め、本案は、許可することに決定いたします。

議長
以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

議長
これをもちまして、平成27年第8回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時40分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成27年7月17日

議長
会長 20 番

大平 憲男

印

会議録署名者
委員 9 番

山本 正一

印

会議録署名者
委員 10 番

松本 淑子

印